

社会保障・税番号制度は、①付番、②情報連携、③本人確認により、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）制度です。

◎個人に

- ①**悉皆性**（住民票を有する全員に付番）
- ②**唯一無二性**（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**（見える番号）
- ④**最新の基本4情報**（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな**「個人番号」**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する**「法人番号」**を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け  
（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）

## ③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み